

2020年5月1日

各 位

学校法人名古屋学院大学

キャンパス立ち入り禁止措置の延長について

標記の対応について、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態宣言が東京など7都府県を対象に発令され、その後、4月16日にはその扱いが全都道府県に拡大されました。また、愛知県、岐阜県を含む、13都道府県については、特に重点的に感染拡大防止を進める必要がある「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

この様な事態の中、本学においては、授業開始日の繰り下げ措置（遠隔授業により5月11日から順次開講）等を講ずるほか、4月11日から5月6日までの間、各キャンパスへの立ち入り禁止措置を講じてまいりましたが、未だ国内における事態の収束は認められず、今後の見通しについても不透明な状況下にあります。

については、この様な現在の状況を鑑み、引き続き、キャンパスの立ち入り禁止措置を継続することといたしましたので、理解、ご協力くださいます様、何卒、よろしくお願い申し上げます。

なお、期間中は、引き続き、本学学生の皆さんの立ち入りも原則制限されますので、授業内容や事務局に対して緊急の相談・連絡がある場合は、担当教員や当該部署へ電話・CCS等で連絡の上、指示を仰いでください。また、遠隔授業の開始により、通信環境が十分に整わない学生の皆さんを対象に教室の一部を特別に開放しますので、利用にあたっては教務課へ問い合わせてください。

記

- 【対象施設】** 名古屋キャンパスしろとり・たいほう・ひびの 全館
瀬戸キャンパス 全館、大学院丸の内サテライト
- 【措 置】** ①役員・教職員以外の立ち入りを禁止
※教育・研究上、交替勤務による入構のみ許可
- ②事前予約（電話等）した学生以外の立ち入りを禁止
※通信環境が十分に整わない学生については教室を用意
- 【期 間】** 4月11日（土）から 6月14日（日）まで《延長》
※対面授業開始日（6月15日）にあわせて期間延長を行う